

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区個人情報保護条例の一部改正について
--------	----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第2条第1項第2号（個人情報保護制度の運営に関する重要事項）

（担当部課：区長室区政情報課）

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行による「社会保障・税番号制度」の導入に伴い、区の実施機関における特定個人情報（※）の取扱いに関する特則を定める必要があるため

※… 個人番号をその内容に含む個人情報

2 改正の内容

別紙（資料1【案1】及び資料2【案2】）のとおり

なお、全体の概要については、別添（参考資料1）のとおり

【具体的内容】

- ① 下記②以外の内容については、国などと同様の保護措置を講じる。
- ② 次に掲げる内容（参考資料1の青色・赤色部分）については、区の判断が伴うものである。

ア 個人情報の定義（参考資料2）

個人情報の定義については、従来のとおり、「死者も含むもの」、「容易に照合できるもの」に限定しない」とし、より厳しい保護体制を堅持する。

イ 開示請求等ができる者の範囲（任意代理）（参考資料3）

現行の区制度では、任意代理を入院等特別の理由がある場合に限り認めている。一方、番号法では、特別の理由がない場合も任意代理を認めている。この相違を解消し、『安易に特定個人情報の開示請求等が行われ、不必要に個人番号が開示されること』がないようにするため、個人情報上の「特別の理由」の限定をなくし、取扱いを整合させる。その際、請求者本人の意思確認を書面により行うなど十分な保護対策を講じる。

ウ 費用の減免（参考資料1）

番号法では、手数料の減免規定を設けているが、当区では、手数料を徴収しておらず、実費のみを徴収している。そのため、減免規定は設けない。

3 施行日

- ① 情報提供等記録（アクセスログ記録）以外の特定個人情報（資料1【案1】）
平成27年10月5日
- ② 情報提供等記録（資料2【案2】）
番号法附則第1条第5号に規定する施行日（平成29年1月頃【未定】）

4 議案上程の時期

平成27年第2回区議会定例会